

○養護老人ホーム椿園 土砂災害時の避難確保計画

令和4年12月1日制定

1 計画の目的

この計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2の規定に基づき、本施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の見直し・報告

この計画について、作成又は訓練等を通じて課題等を通して抽出し必要に応じて見直しを行い、修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

本避難確保計画は、養護老人ホーム椿園に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		土日祝日等	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 70名	昼間 23名(16名)	昼間 70名	昼間 20名(16名)
夜間 70名	夜間 2名(15名)	夜間 70名	夜間 2名(15名)

※ここでの「昼間」は12時時点、「夜間」は24時時点とする。

※（ ）内は、強制参集の命令を発した場合、集まることができる人数を仮定した数を記載している。

4 防災体制

【防災体制に関する事項】

[各班の任務と組織]

各班の任務

①指揮班 施設統括者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

②情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告伝達する。収集する主な情報及び収集方法は次のとおりである。

収集する情報	収集方法
気象情報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報 高齢者等避難 避難指示	・気象庁ホームページ、テレビ、ネット、ラジオ等 ・カーナビ搭載車両からのテレビ情報 ・ワンセグ機能付き携帯電話（スマホ）等からのテレビ情報

③避難誘導班

高齢者等避難の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

I 避難場所

避難場所は、椿園内国道側2階及び3階の居室及び廊下とする。

II 避難経路

避難場所までの避難経路については「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

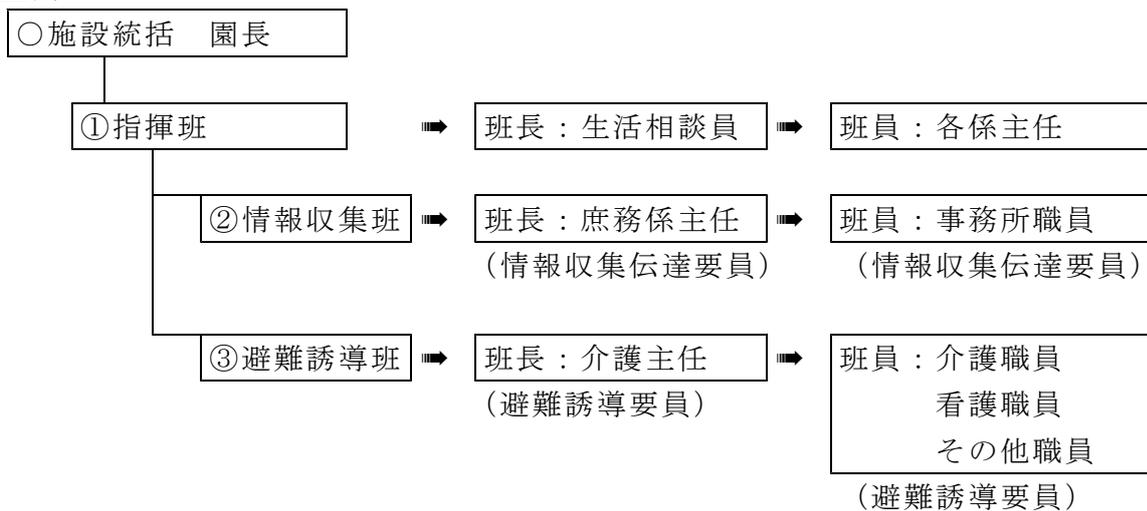
III 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

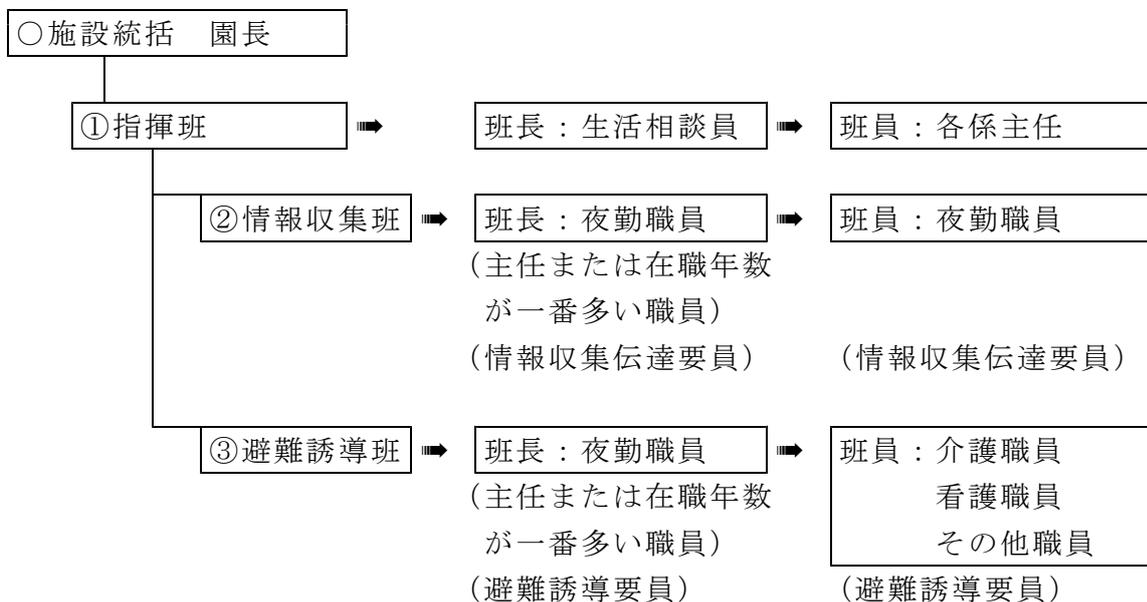
	名称	移動距離	移動手段
避難場所	椿園内の2階及び3階の 国道側の居室及び廊下	数十メートル	徒歩又は歩行器 車椅子等

【組織図】

≪昼間≫



≪夜間≫



【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

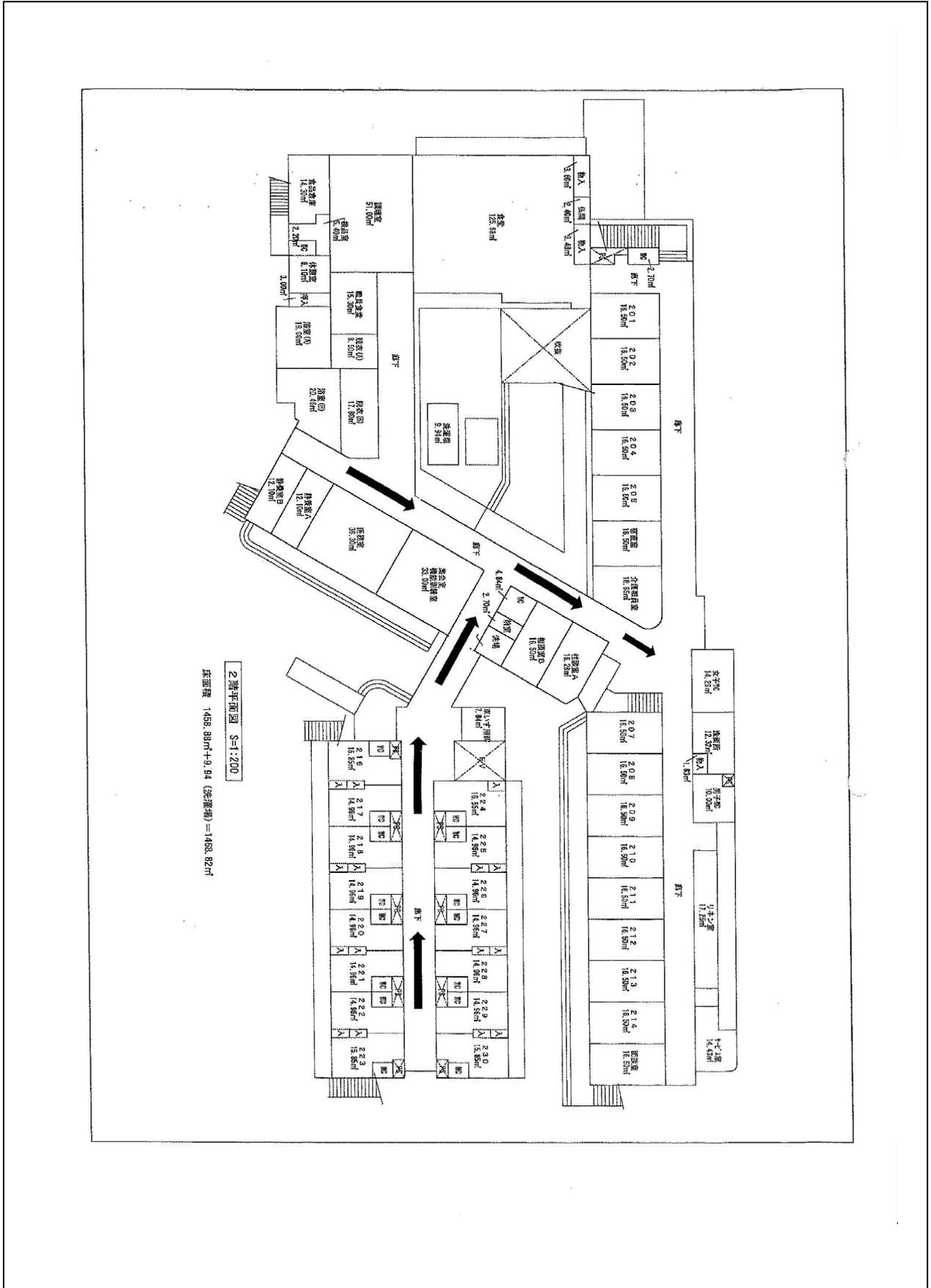
体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近 ・大雨情報	全職員参集準備	注意体制確立 ・気象情報等の情報収集 ・数時間後の危険レベル等も含める ・防災備蓄品の確認	・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員
	↓		
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・大雨注意報（土砂災害）発表	→ 警戒体制確立	・気象情報等の情報収集 ・数時間後の危険レベル等も含める） ・使用する可能性が高い蓄電池等の準備 ・利用者家族への事前連絡 ・職員含め人数確認 ・地域住民へ事前協力要請	・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員 ・情報収集伝達要員 ・避難誘導要員
	↓		
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の前兆現象	→ 全職員参集	非常体制確立 ・避難場所への避難誘導 ・スペースの確認、変更と職員の加配等を済ませ、蓄電池等で電源を確保。	・避難誘導要員 ・情報収集伝達要員

5 災害時の職員の対応

実際に災害が生じた際は、職員は冷静に次のように行動するものとする。

(1) 自宅にいる場合

- 震度5以上の場合は、職員は自主的に参集する。
- 被害の状況により、出勤できない場合は何らかの形で連絡を入れるように心がける。
- 数日間は自宅に帰れない場合もあるので、必要に応じて食料や着替えを持って



水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令(市町村が発令)
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令(市町村が発令)
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？
⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難**をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります**。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード